

韓国における最近の特許法改正について

韓国での特許権者の保護強化の傾向の説明と日・韓特許制度の比較を含めて

2017. 2.

JETRO

弁理士 金世元

ksw@hanyanglaw.com

 **HANYANG**
INTERNATIONAL PATENT AND LAW FIRM
韓洋国際特許法人

I. はじめに

II. 韓国特許法の最新改正

- 2015年立法予告の主要内容
- 外国語特許出願制度の導入
- 分割出願時期の拡大
- 審査請求期限の短縮
- 職権再審査制度の導入
- 職権補正の範囲の拡大
- 特許取り消し申請制度の導入
- 侵害訴訟時の資料提出義務の強化
- 特許訴訟管轄集中
- その他

III. 日・韓特許制度の比較

IV. まとめ

I. はじめに

■ 特許登録率

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
登録率	60. 4%	63. 9%	66. 3%	67. 2%	68. 6%
外国人の登録率	韓国人より平均的に約7%くらい高い。				

■ 審判請求認容率(特許)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
決定系	28. 0%	28. 8%	33. 3%	32. 1%	27. 8%
当事者系	47. 9%	48. 5%	49. 5%	45. 6%	50. 7%

■ 特許法院・大法院の認容率(特許)

特許法院	決定系	提訴率	10%未満	認容率	10%程度
	当事者系	提訴率	40~50%	認容率	20~40%
大法院	決定系	上告率	20%程度	認容率	5~15%
	当事者系				

■ 国家知識財産委員会、2015年4月10日議決事項

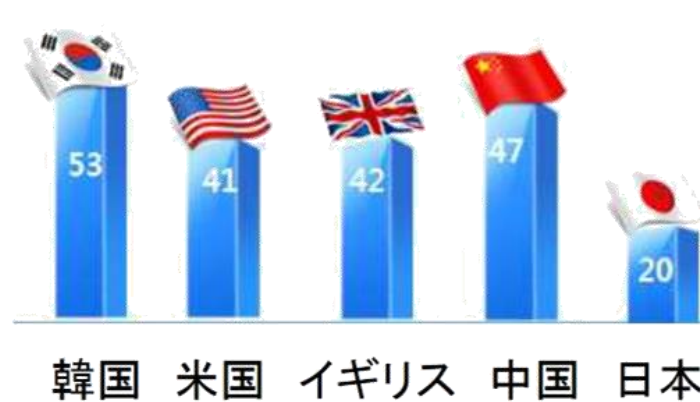
重点課題1	高品質の強い特許の創出
	(1) 審査官一人当りの審査処理件数の適正化
	(2) 先行技術DBおよび検索システム拡充
	(3) 特許審査評価・検証の強化
重点課題2	不良特許防止および早期解消
	(1) 審査官職権再審査制度の導入
	(2) 特許取り消し申請制度の導入
重点課題3	登録特許権の法的安定性の向上
	(1) 無効審決予告制度の導入
	(2) 無効審判の審理方式の改善
	(3) 審級間の審理範囲および判断基準の調和

■ 現況および評価

特許無効審判の認容率現況

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014
認容率	60. 1%	53. 1%	53. 4%	52. 1%	49. 2%	53. 2%
	318/529	336/633	374/700	405/777	317/644	314/590

主要国の特許無効審判の比較



■ 特許無効審判の認容率の影響要因

審査環境	特許出願の増加、審査官一人当りの過度な審査負担(他国に比べて顕著)
制度	不良特許の発生および特許権者保護制度の不備
	* 審査期間の短縮→特許公開(出願日から18ヶ月)前に特許決定になる比率の増加(2011年20%から2014年40%へと急増)→公衆審査参加機会(第三者による情報提供など)の縮小 * 特許権者の無効防御機会(訂正請求)が少ない→無効審決予告制度の導入が必要:日本では2012年に導入されて無効予定特許の約16%が救済された。
無効判断基準	審級別特許無効可否の判断基準の相違
	* 無制限な審理範囲:特許審判院の特許有効審決に対し、特許法院で無効だと判断した件の比率が高い水準(2014年の基準、約70%)。主要原因は、法院段階で新しい証拠の提出を許容すること。 * 審級制度の限界:審級別の判断基準の差も特許審判院の審決が特許法院で取り消しとなる比率を引き上げる主要原因である。審級制度の本質上、上級審の基準に影響されざるを得ない。

■ 重点課題1: 高品質の強い特許の創出

(1)	審査官一人当たり審査処理件数の適正化
	* 審査官の増加率(2001年360名→2015年842名) * IP5特許庁に比べ、審査官一人当たり審査処理件数の過多 * 改善方案: 審査官の増員{目標: 一人当たり220件(2015年)→180件(2016年)}
(2)	先行技術DB及び検索システムの拡充
	* 審査共有対象の国家を拡大(IP5以外のオーストラリア/カナダなど) * 先進特許分類(CPC: Cooperative Patent Classification)の導入
(3)	特許審査評価/検証機能の強化
	* 協議審査の活性化: 特許決定をしようとする再審査の件は担当審査官・パート長・課長の3人の協議が必要 * 着手登録の件(OA無しで登録される件)の場合、審査報告書に登録理由の記載を義務化 (着手登録の件は審査処理の件のうち10%程度であるが、無効の件の中でも20%程度を占める) * 審査結果の通知の「前に」審査評価システムを導入

■ 重点課題2: 不良特許防止および早期解消

(1)	審査官職権再審査制度の導入
	特許法第66条の3(特許決定以降の職権再審査) ① 審査官は、特許決定された特許出願に関して明白な拒絶理由を発見した場合には職権で特許決定を取消しとし、その特許出願を再度審査(以下「職権再審査」という)することができる。 . . . [施行日: 2017年3月1日]
(2)	特許取消し申請制度の導入
	特許法第132条の2(特許取消しの申請) ① 誰でも特許権の設定登録日から登録公告日の後6ヶ月になる日まで、その特許が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、特許審判院長に特許取消し申請をすることができる。 . . . [施行日: 2017年3月1日]

■ 重点課題3: 登録特許権の法的安定性の向上

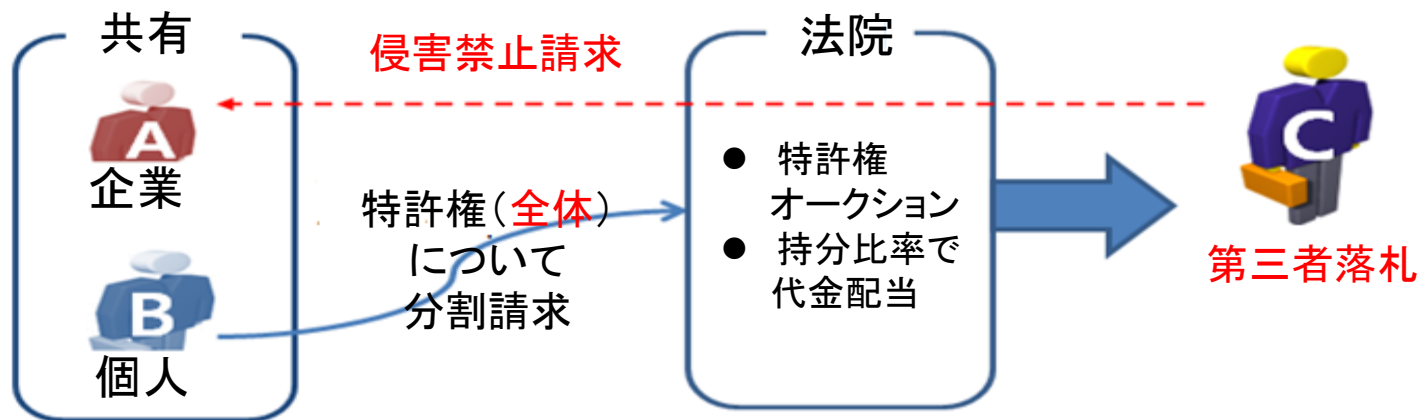
(1)	無効審決予告制度の導入(改正法の反映には失敗) 特許登録 → 訂正請求 → 無効審決予告通知 → 訂正請求 → 審理終結 → 審決
(2)	無効審判の審理方式の改善 * 審判段階で周知/慣用技術に対する請求人の立証責任の強化など * 審決文の様式の改善: 後知恵の可能性が高い単純な構成対比の方式より、発明全体の解決原理中心の対比を目指す。 * 口頭審理の充実化を通じて後知恵を防止
(3)	審級間の審理範囲及び判断基準の調整 * 70%: 2014年、特許有効審決の93件のうち64件(約70%)が特許法院で審決取消(無効判決)を受けた。 * 審理範囲(証拠提出)無制限主義(大法院2002. 6. 25言渡2000フ1290判決)

■ 2015年立法予告の主要内容

提案背景	主要事項
▶ 1人当たり審査件数過多のせいで特許品質に対する憂慮が存在 ☞ 国民参加を通じた登録前・後の検証手続きの強化が必要 ☞ 優秀特許は容易に無効化されないように治癒機会を追加で提供することが必要	＜特許検証及び保護強化＞ ①（特許取り消し申請制度）国民の参加で登録特許を6ヶ月間再検討し、瑕疵が確認された特許を早期に取り消しとする制度 ②（職権再審査制度）特許決定後にも特許登録前まで重大な瑕疵が発見される場合は、職権で再度審査する制度 ③（無効審決予告制度）無効審判進行中、一部の瑕疵がある場合、権利者に事前に告知して追加訂正の機会を保障する制度
▶ 共有特許の譲渡比率 2.9%（'13） ▶ 共有特許の代金分割を認めることで実施事業の中断の憂慮が存在 ▶ 実施事業の保護のための実施権登録比率は1.3%（推定）に過ぎない ☞ 特許技術の活用促進及び実施事業の保護手段が必要	＜共有特許の活用促進及び実施事業の保護＞ ④（共有特許制度の改善）他共有者の同意無しにも持分の全体譲渡を許容するなど、共有特許の技術移転要件を緩和、1回契約で5年以上も分割（競売）禁止可能。 ⑤（通常実施権の無登録保護）特許庁に通常実施権を登録しなくても契約事実の証明だけで今後特許権を譲受される者に対抗が可能。
▶ 権利未確定期間の長期化で第三者の監視負担が増加 ▶ 無分別な訂正審判で紛争が長期化 ☞ 迅速な権利確定及び紛争長期化の防止が必要	＜迅速な権利確定及び紛争長期化の防止＞ ⑥（審査請求期間の短縮）迅速な権利確定のために5年から3年へと短縮 ⑦（訂正審判請求時期の合理的な調整）紛争の長期化防止のために、無効審判が特許法院で係属中である場合、弁論終結前までに訂正審判を請求するように改善

II. 韓国特許法の最新改正

■ 共有特許の代金分割を認めた大法院の判決(2013Da41578判決)



■ 2017年3月1日以降に施行される特許法の主要な改正内容

① 特許取り消し申請制度	② 職権再審査制度
③ 審査請求期間の短縮	④ 正当権利者の出願期間の延長
⑤ 特許権移転請求制度	⑥ 外国審査結果提出命令制度
⑦ 訂正審判請求時期の合理的な調整	特許法第63条の3(外国審査結果提出命令)審査官は、第54条の規定による優先権の主張を伴う特許出願の審査に必要な場合には、期間を定めて、その優先権主張の基礎となる出願をした国の審査結果の資料(その審査結果がない場合には、その旨を書いた意見書をいう。)を産業通商資源部令で定める方法により提出することを特許出願人に命じることができる。

(従前)無効審決→特許法院(訂正審判)→大法院(訂正審判)
(改正)特許法院(弁論終結日までに可能)→**大法院(訂正審判不可)**

II. 韓国特許法の最新改正

■ 外国語特許出願制度の導入

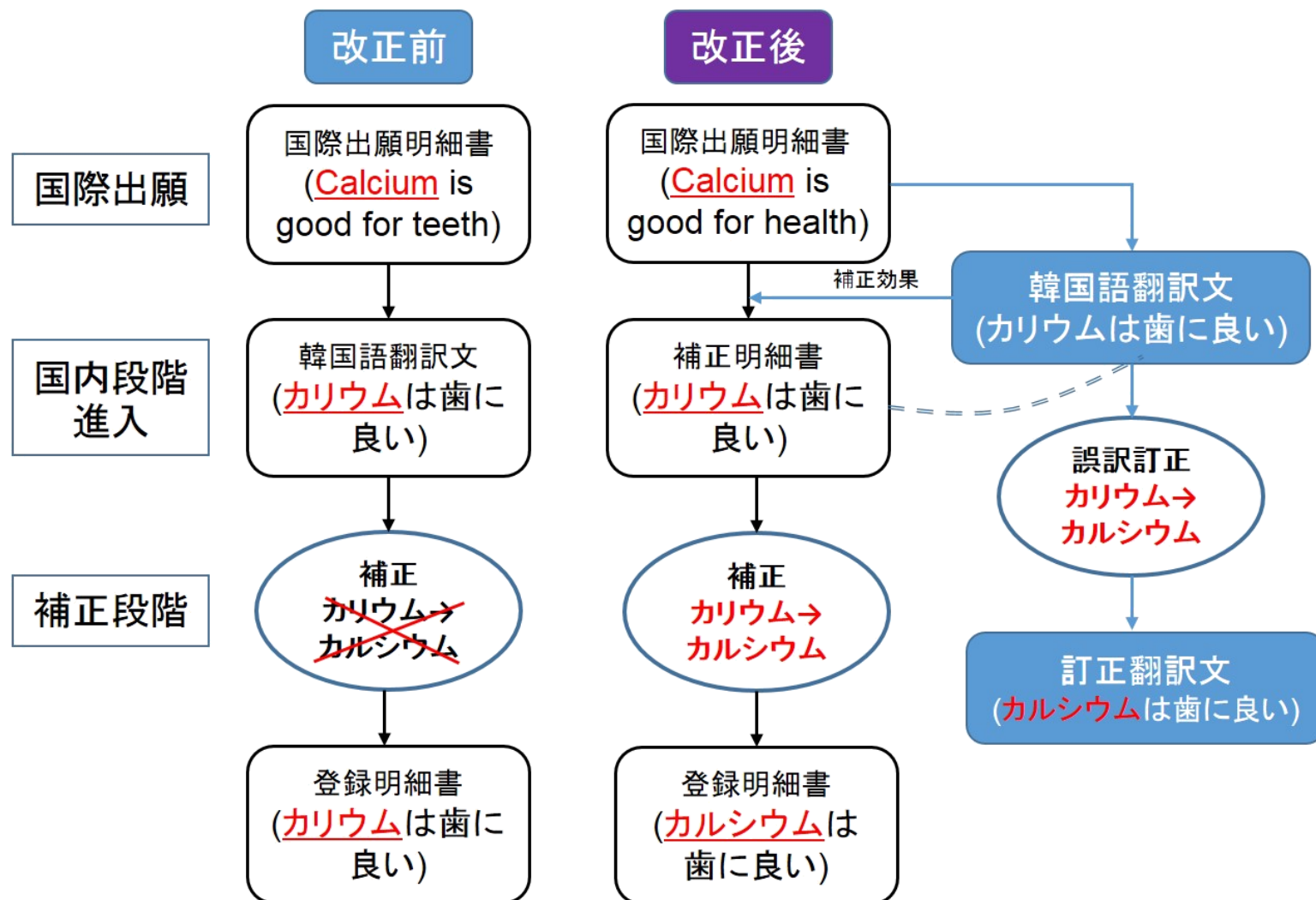
施行	2015年1月1日の出願から*
条文	特許法第42条の3
改正理由	先に出願した者に特許権を付与する現行の先出願制度の下では早い出願日の確保が最優先されるので、発明の内容を韓国語ではなく、産業通商資源部令に定める外国語で記載して特許出願書に添付して提出しても、特許出願日を認められるようにすることで、出願人の便宜を図るようにした。
対象外国語	英語
翻訳文の提出	最先日から 14ヶ月 以内** (未提出時には取り下げと見なす)
誤訳の訂正	可能 (明細書の補正と見なされる)

* 施行後、約10%程度の出願が外国語(英語)で出願された。(弊所独自統計)

** 従前法に比べて翻訳文提出期間が2ヶ月延長される効果がある。

II. 韓国特許法の最新改正

■ 外国語特許出願制度の導入



II. 韓国特許法の最新改正

■ 分割出願時期の拡大

施行	2015年7月29日の特許決定から	
条文	特許法第52条第1項第3号	
改正理由	現行法では明細書または図面を補正できる期間または拒絶決定不服審判を請求できる期間にのみ分割出願が可能であり、特許登録決定以降は分割出願ができないので、自分の発明であるにもかかわらず、特許登録決定以降変化した市場環境に合わせて追加権利化ができない問題点があった。	
分割出願可能時期	改正前	改正後
	① 明細書の補正可能期間 ② 特許拒絶決定謄本の送達日から30日以内	① (改正前と同一) ② (改正前と同一) ③ (新設)特許決定書の送達日から3ヶ月 (ただし、その前に設定登録する場合は、設定登録日までに)

II. 韓国特許法の最新改正

■ 審査請求期限の短縮(5年→3年)

施行	2017年3月1日の出願から
条文	特許法第59条

■ 審査請求の比率

出願日から3年以内	80%以上
出願日から1年以内	60%以上
出願日から4年以降	10%程度

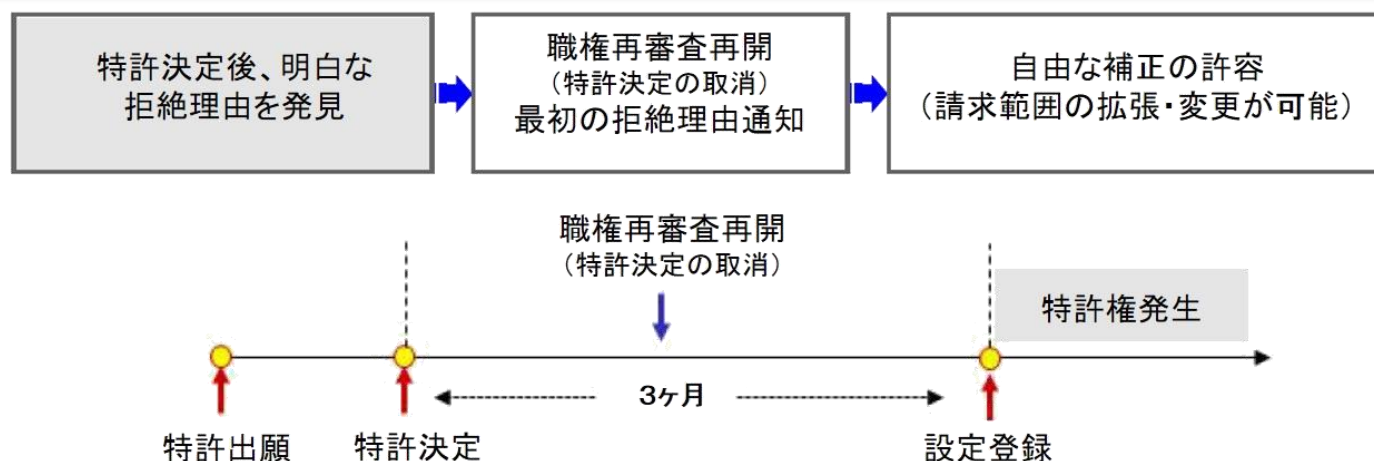
■ 改正前のアンケート

審査請求期限の短縮を賛成するか。			
賛成可否	YES	NO	分からない
	80. 7	14. 6	4. 6
賛成理由: 権利未確定期間の短縮で監視負担が減少(53. 5%)、外国より権利が遅く確定する問題の解消(23. 0%)			
反対理由: 審査時期が遅延できないので特許登録料の維持負担の増加(53. 3%)			

II. 韓国特許法の最新改正

■ 職権再審査制度の導入

施行	2017年3月1日の特許決定から
条文	特許法第66条の3



■ 改正前のアンケート

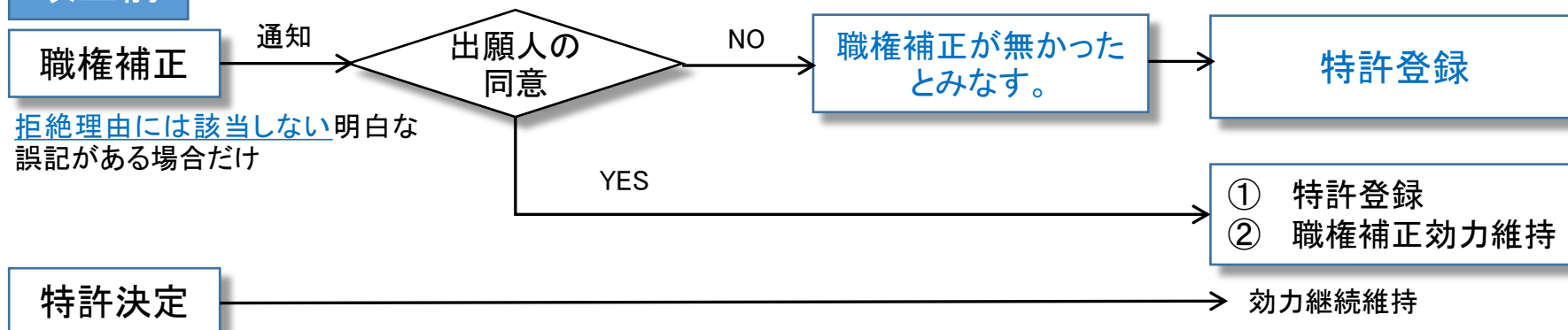
職権再審査制度の導入を賛成するか。			
賛成可否	YES	NO	分からない
	62. 2	26. 8	11. 0
賛成理由: 不実権利の量産防止(38. 4%)、早期に瑕疵の治癒可能(34. 1%)			
反対理由: 特許決定の信頼性の低下を憂慮(47. 3%)			

II. 韓国特許法の最新改正

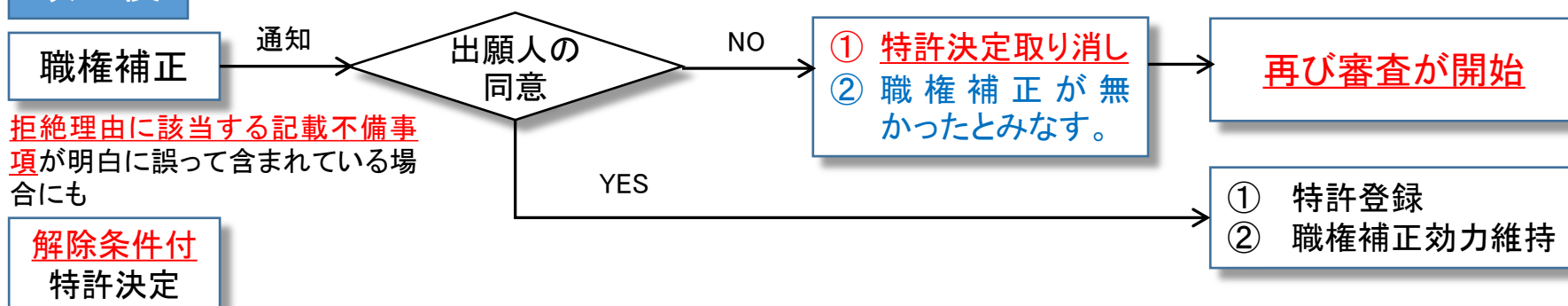
■ 職権補正の範囲の拡大

施行	2017年3月1日の職権補正から
条文	特許法第66条の2

改正前



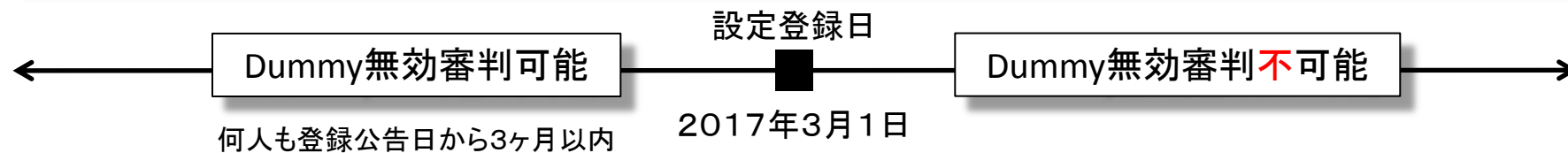
改正後



II. 韓国特許法の最新改正

■ 特許取り消し申請制度の導入

施行	2017年3月1日の設定登録から
条文	特許法第132条の2から
改正理由	誰でも瑕疵のある特許について先行技術情報に基づいた特許取消し事由を特許審判院に提供すれば、審判官が該当特許の取消しを迅速に決定することを内容とする特許取消し申請制度を導入し、特許検証を強化する。



■ 改正前のアンケート

単位(%)		YES	NO	よくわからない
全体		59. 8	26. 1	14. 1
職種別	大手企業	60. 3	20. 7	19. 0
	中小企業	67. 6	17. 4	15. 0
	弁理士	30. 4	69. 6	0. 0

- 不良特許を簡単に除去することにより、特許の質の向上に役立つ。
- 特許を見直して不良特許を除去することで、今後の無効審判認容率も下げる効果がある。

II. 韓国特許法の最新改正

■ 特許取り消し申請制度の導入

<特許取り消し申請制度と無効審判制度との比較>

区分	(新)特許取り消し申請	(旧)特許無効審判
申請人・時期	誰でも・登録公告日から6ヶ月	利害関係人・いつでも
申請理由	新規性・進歩性(特許・刊行物)・先願	全ての無効事由
審理併合	一括併合原則	必要時併合
審理進行	取り消し理由がある時のみに進行	無条件審理進行
制度運営	決定系(特許庁・特許権者)	当事者系(請求人・被請求人)
審理方式	全て書面審理	口頭審理原則
訂正機会	原則上1回	制限なし
決定(審決)予告	取り消し理由通知	なし
費用	低費用	高費用
不服	特許法院以後は特許庁が遂行	当事者が遂行

II. 韓国特許法の最新改正

■ 特許取り消し申請制度の導入

<取り消し申請理由の制限>

등록특허 10-0702030

(19)대한민국특허청(KR)

(12) 등록특허공보(B1) 登録特許公報

(51) 。 Int. Cl. H01L 21/265 (2006.01) H01L 21/02 (2006.01)	(45) 공고일자 2007년03월30일 (11) 등록번호 10-0702030 (24) 등록일자 2007년03월26일
---	---

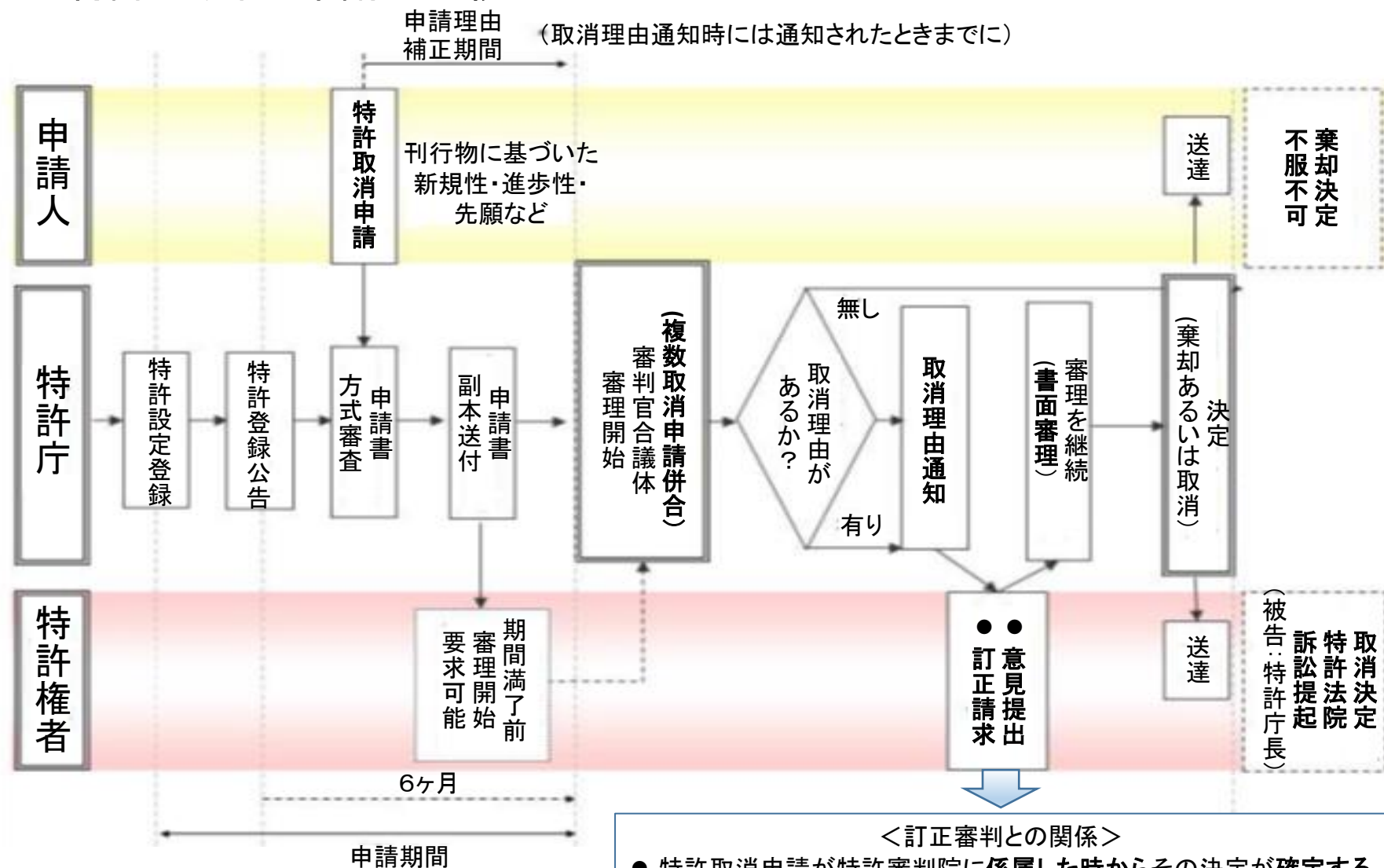
(21) 출원번호 10-2005-0096109 (22) 출원일자 2005년10월12일 심사청구일자 2005년10월12일	(65) 공개번호 CASE1 文献A(主)+文献B(副) CASE2 文献B(主)+文献A(副) CASE3 文献A OR 文献B CASE4 文献A+文献C 申請不可能 申請不可能 申請不可能 申請可能
---	---

(73) 특허권자 삼성전자주식회사 경기도 수원시 영통구 대탄동 416 (72) 발명자 황선호 경기 용인시 기흥읍 농서리 산7-1 기숙사 (74) 대리인 박상수	✓ 先行技術調査文献(拒絶理由通知で引用されたものを含む) (56) 선행기술조사문헌 文献A 文献B 第133条の2②。。。特許公報に掲載された。。。先行技術[文献A、文献B]に基づくという理由では、特許取消の申請をすることができない。
---	--

심사관 : 이시근

II. 韓国特許法の最新改正

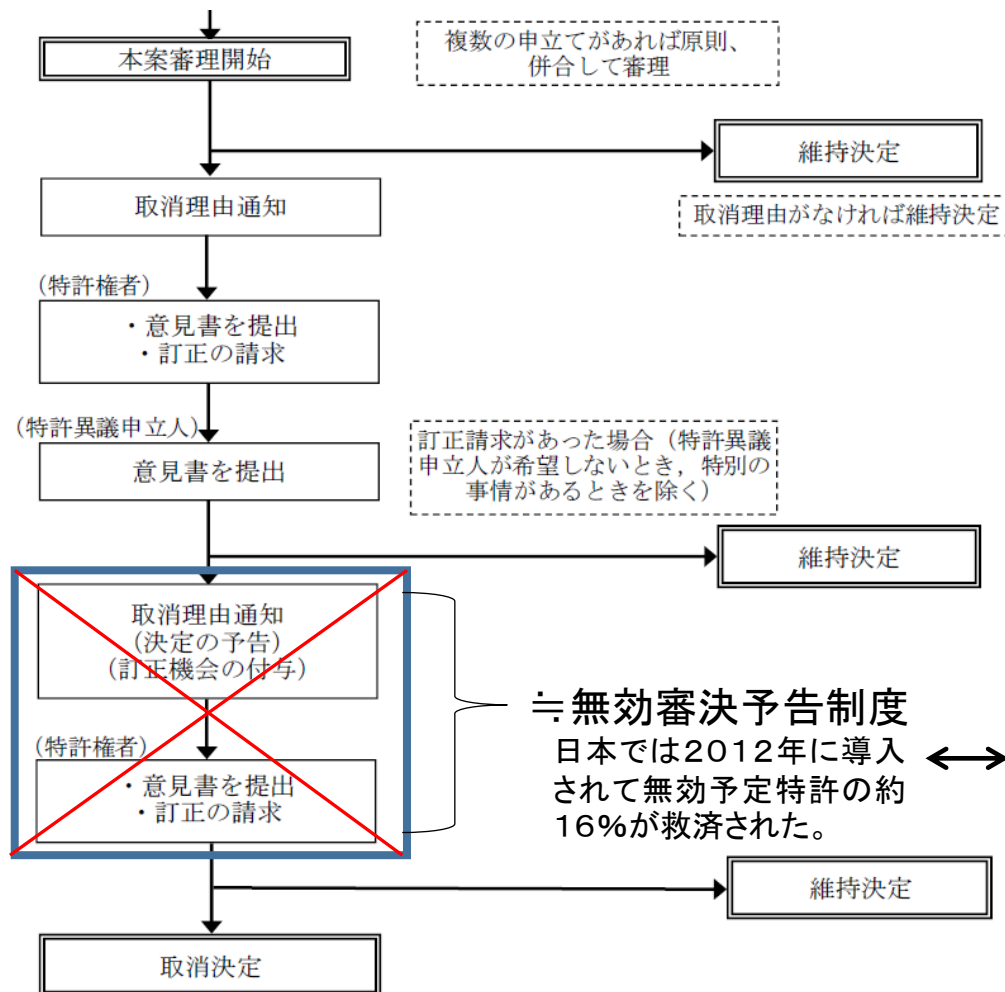
■ 特許取り消し申請の手続き



II. 韓国特許法の最新改正

■ 特許取り消し申請制度の導入

<日本の異議申立制度との比較>



申請理由

1. 新規性・進歩性欠如 (公知・公用は除外)
2. (拡大)先願主義違反
3. 新規事項違反、記載要件違反など

訂正請求の取り下げ時期

訂正請求が出来る期間とその期間の満了日から1ヶ月以内

≡ 無効審決予告制度
日本では2012年に導入
されて無効予定特許の約
16%が救済された。

無効審決予告制度は2015年韓国特許法改正案に立法予告されていたが、結局、今回の改正特許法には含まれていない。

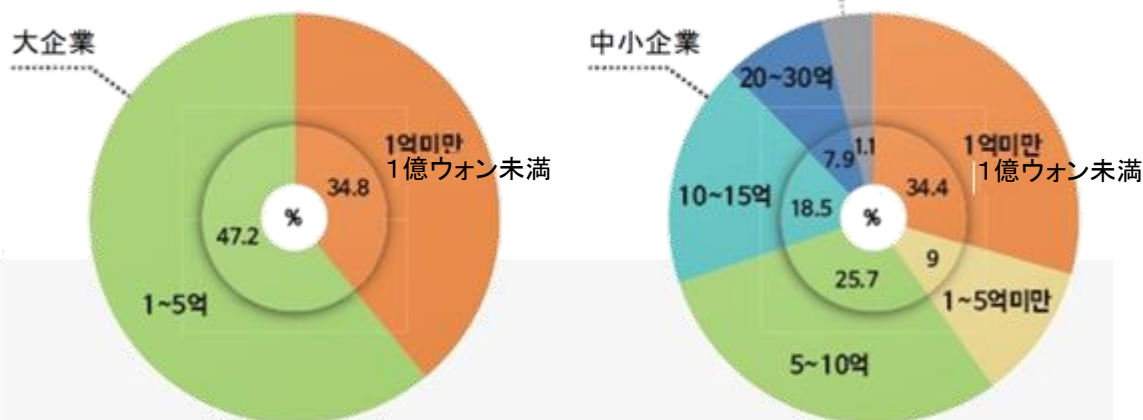
II. 韓国特許法の最新改正

■ 侵害訴訟時の資料提出義務の強化

知財権侵害に対する平均金額(単位:百万ウォン)	
損害賠償額(平均)	5
損失額(平均)	289
訴訟費用	58

知的財産権の侵害による被害金額

出所:特許庁2015年度知的財産実態調査



改善要求事項

1. 損害賠償額計算方法の改善
2. 懲罰的損害賠償の導入
3. 損害賠償額の引き上げ

II. 韓国特許法の最新改正

■ 侵害訴訟時の資料提出義務の強化

立法例	日本特許法第105条(書類の提出等)≡不正競争防止法第7条
韓国の 特許法・ 不正競争 防止法	裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、[[当該侵害行為について立証するため、又は]]当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。 2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかを判断するため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合において、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。 3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等(当事者(法人である場合にあっては、その代表者)又は当事者の代理人(訴訟代理人(以下「訴訟代理人」という。))を除く。)、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。)、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類の開示を命ずることができる。 4 前三項の規定は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。
立法例	日本特許法第105条の7(当事者尋問等の公開停止)≡不正競争防止法第13条
韓国の 特許法・ 不正競争 防止法	特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当事者等がその侵害の有無についての判断の基礎となる事項であつて当事者の保有する営業秘密に該当するものがあるときは、当事者本人若しくは法定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、裁量により、その当事者等が公開の法廷で当該事項について陳述をすることにより当該営業秘密が漏洩することによる事業活動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによつては当該事項を判断の基礎とすべき事項である特許権又は専用実施権の侵害の有無についての適正な裁判をすることができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

II. 韓国特許法の最新改正

■ 侵害訴訟時の資料提出義務の強化

施行	2016年6月30日の訴訟から
条文	特許法第132条(資料の提出)≡日本特許法第105条(書類の提出等)
改正内容	1. 特許侵害訴訟における法院の証拠提出の命令対象範囲を<u>書類から資料に拡大</u>。 2. <u>侵害に対する証明資料も含まれる</u>(改正前は損害額の算定資料のみ該当)。 3. <u>営業秘密だという理由だけでは資料の提出に応じないことは不可能</u>。 4. 資料提出命令に応じなかった場合、資料の記載に関する<u>主張は真実であると認めることができる</u>。
改正前	* 2012ガハップ68823、原告:C社(日本会社、特許権者)、被告:B社(韓国会社、侵害者) * 145億ウォンの特許侵害損害賠償額を認定(韓国では異例的な金額) 「... 原告が損害賠償で上記の条項に従った損害額を求めるには、被告が被告実施製品を生産、販売したことによって得た利益を立証しなければならない... しかし、この事件の場合、上述した通り、損害が発生した事実は認められるが、損害額の算定のための基礎資料(特に、営業利益率が算定できる資料)が侵害者の被告に偏重しているため、その損害額を立証するために必要な事実を立証することが性質上極めて困難な場合に該当する...」
改正後	* 被告側に偏重している資料の提出(営業秘密を含む)を命じることができ、これに応じない場合、該当資料の記載に関する原告の主張が真実であると認めることができる。

II. 韓国特許法の最新改正

■ 特許訴訟管轄集中

施行	2016年1月1日から
条文	法院組織法第28条の4, 民事訴訟法第24条
改正理由	特許権などに関する侵害訴訟の1審を全国5つの地方法院の専属管轄とし、控訴審を特許法院の専属管轄とすることで、法院の専門性と判決の一貫性を向上させ、特許権などの産業財産権の権利保護の実効性を高め、特許訴訟制度の先進化を通じて韓国の国家競争力向上に寄与できるようにする。

侵害訴訟	1審	2審	3審
従前	一般地方法院	一般高等法院	大法院
改正後	5つの一般地方法院	特許法院	大法院

審決取消訴訟	審判	2審	3審
	特許審判院(特許庁)	特許法院	大法院

II. 韓国特許法の最新改正

■ 特許訴訟管轄集中

韓国弁理士法第8条(訴訟代理人になり得る資格)

弁理士は特許、実用新案、デザインまたは商標に関する事項の訴訟代理人になることができる。

日本弁理士法第5条・第6条の2

第五条 弁理士は、特許、実用新案、意匠若しくは商標、国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願、回路配置又は特定不正競争に関する事項について、裁判所において、補佐人として、当事者又は訴訟代理人とともに出頭し、陳述又は尋問をすることができる。

2 前項の陳述及び尋問は、当事者又は訴訟代理人が自らしたものみなす。ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちに取り消し、又は更正したときは、この限りでない。

第六条の二 弁理士は、第十五条の二第一項に規定する特定侵害訴訟代理業務試験に合格し、かつ、第二十七条の三第一項の規定によりその旨の付記を受けたときは、特定侵害訴訟*に関して、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、その訴訟代理人となることができる。

2 前項の規定により訴訟代理人となった弁理士が期日に出頭するときは、弁護士とともに出頭しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、弁理士は、裁判所が相当と認めるときは、単独に出頭することができる。

* この法律で「特定侵害訴訟」とは、特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利の侵害又は特定不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟をいう。

II. 韓国特許法の最新改正

■ そのた: (1) コンピューター・プログラム請求項の認定

コンピューター関連発明審査基準の改正

ハードウェアと結合し特定課題を解決するために媒体に格納されたコンピュータプログラム請求項

2014. 7. 1. 以降の出願から適用

(例) ハードウェアと結合し、ステップA、ステップB、ステップC。。。を実行させるために媒体に格納されたコンピュータプログラム。一方、「媒体に格納されていないコンピュータプログラム」はプログラム自体を請求したものであるため、許容されない。

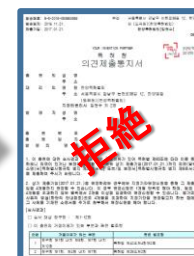
コンピュータと結合され、Aステップ、Bステップを実行させる、記録媒体に格納されたコンピュータプログラム

コンピュータと結合され、Aステップ、Bステップを実行させるコンピュータプログラムが格納された記録媒体



コンピュータと結合され、Aステップ、Bステップを実行させる
コンピュータプログラム

コンピュータと結合され、Aステップ、Bステップを実行させる
記録媒体に格納可能なコンピュータプログラム



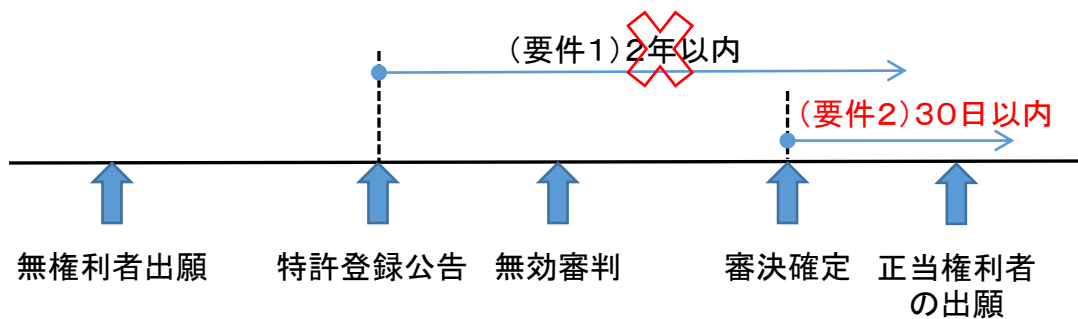
II. 韓国特許法の最新改正

■ その他: (2) 正当権利者救済の改善

正当権利者の出願可能期間の延長(特許法第35条)

2017. 3. 1. 以降の出願から適用

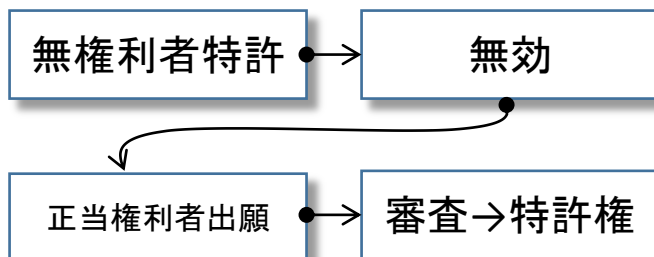
(ただし、この法律の施行前に設定登録された無権利者の特許権に関しては従前の規定に従う。)



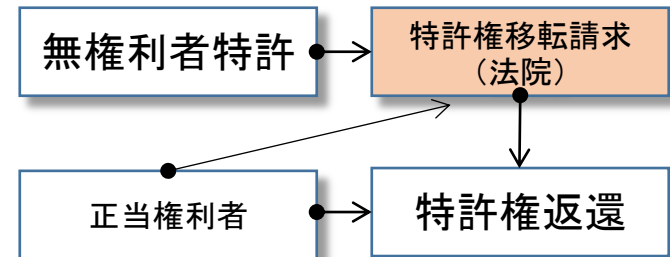
無権利者の特許の無効審決が確定した日から30日まで正当な権利者が出願すると救済できるように改善。

特許権移転請求

2017年3月1日以降に設定登録された無権利者の特許権から適用



Or



III. 日・韓特許制度の比較

■ 日本と韓国の特許法の比較

			日本	韓国
特許出願	プログラムの発明		○	○ (2014. 7. 1. 以降の出願)*
	新規性の喪失の例外	可能時期	公開日から6ヶ月	公開日から12ヶ月
		主張時期	出願時	出願時、補正可能期間、 設定登録可能期間
		証拠資料の提出	出願日から30日	出願日から30日又は 新規性喪失の例外主張の可能時期
	先行技術文献情報の記載義務		○	○**
	外国語出願		○	○
	出願の変更	変更対象	特許⇄意匠間(○)	特許⇄意匠間(X)
		時期	出願日基準で期間制限(○)	出願日基準で期間制限(X)
	特許請求の範囲	マルチ-マルチ引用	○	X
		重複請求項	○	X
	PCT翻訳文の提出期限		30ヶ月(特例期間○)	31ヶ月(1ヶ月延長申請○)
	分割出願	補正制限 (第50条の2, 第17条の2第5項)	○	X
		特許決定後	○	○

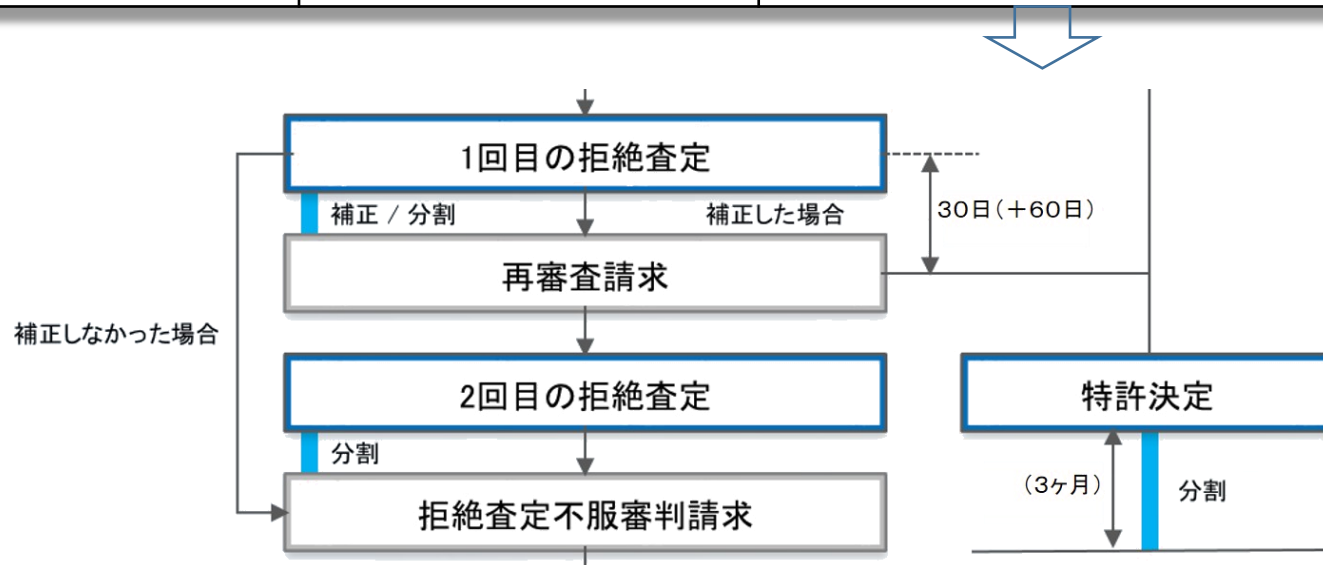
*「特許法」ではなく『コンピューター関連発明審査基準』に規定されていた。

**義務違反の場合、直ちに拒絶理由になる。

III. 日・韓特許制度の比較

■ 日本と韓国の特許法の比較

日本と韓国の特許法の比較		日本	韓国	
審査	審査請求期限		3年	3年
	実用新案の実体審査		X	○
	審査 請求料	基本料	¥118,000	₩143,000
		1請求項につき	¥4,000	₩44,000
	審査 促進	優先審査	第三者実施など	第三者実施、自己実施、 先行技術調査の実施 などの場合、優先審査
		早期審査	自己実施など	
		特許審査ハイウェイ	○	
審査の猶予		X	○	
再審査		審査前置	再審査請求	



■ 日本と韓国の特許法の比較

特許・実用新案優先審査の申請に関する告示(韓国)

第3条(優先審査の申請人) 出願がある時には**誰でも**特許庁長にその出願に関して優先審査の申請をすることが可能である。。。

第4条(優先審査の申請対象) 優先審査の申請対象は審査請求がある出願であって以下の各号のいずれかに該当する出願に限定する。

1. 出願公開後第三者が業として出願した発明を実施していると認められる出願
2. **優先審査の申請をしようとする者が出願された発明に対し直接先行技術を調査し、その結果を特許庁長に提出した場合であって、以下の各目のいずれかに該当し、緊急処理が必要な出願**
(防衛産業関連出願、グリーン技術関連出願、輸出促進関連出願、**出願人が**出願した発明を業として実施中であるか実施準備中である出願など)
3. 特許庁長が外国特許庁長と優先審査することを合意した特許出願であって。。{いわゆる、「特許審査ハイウェイ(PPH)」}
4. 優先審査の申請をしようとする者が出願された発明に関して、特許法第58条第1項によって**特許庁長が指定した先行技術調査専門機関(以下「専門機関」という)のうちいずれかに該当する機関に先行技術調査を依頼した場合**であって、その調査結果を特許庁長に通知するように該当専門機関に要請した出願(該当専門機関が優先審査申請後、1ヶ月以内に別紙第4号書式に従った調査結果を特許庁長に提出する場合に限定する。)

III. 日・韓特許制度の比較

■ 日本と韓国の特許法の比較

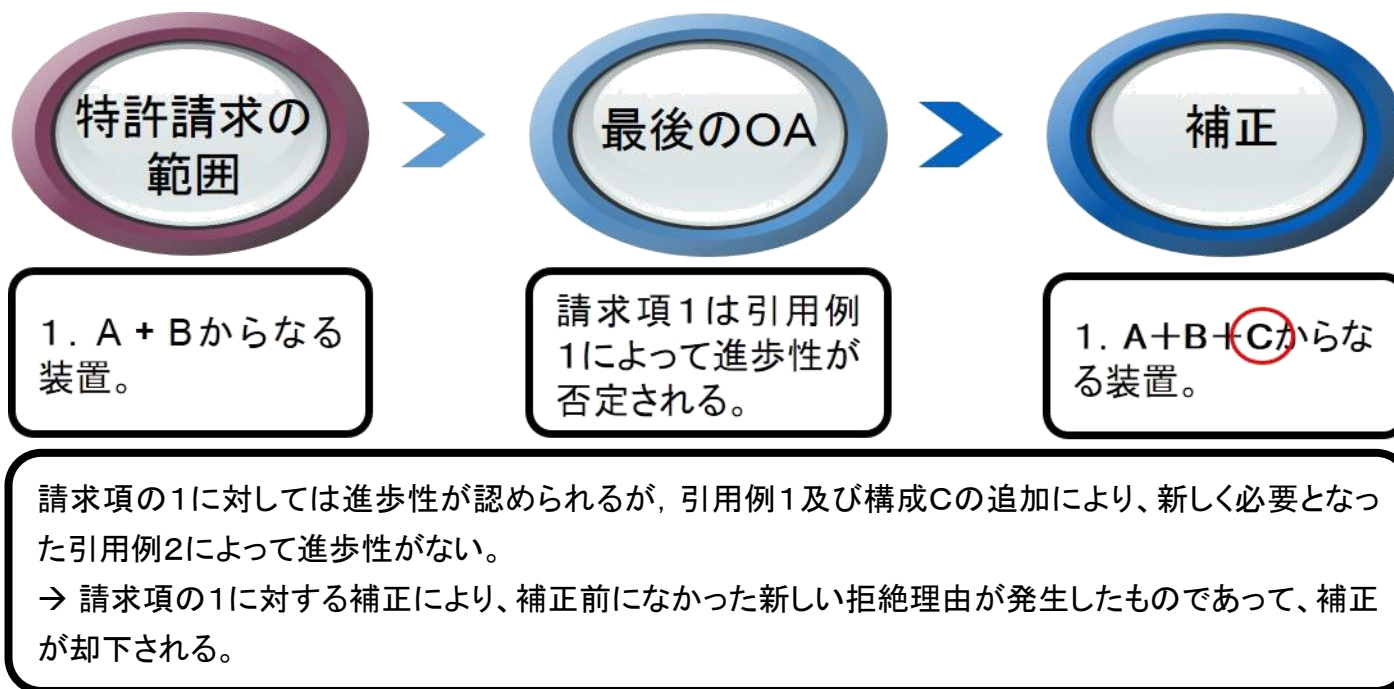
			日本	韓国
補正	期限	OAなし	特許決定まで	日本と同じ
		OAあり	意見書の提出期限	日本と同じ
			審判請求と同時	再審査請求と同時
	範囲	総則	新規事項追加の禁止(○)	日本と同じ
			シフト補正の禁止(○)	シフト補正の禁止(X)
		最後のOA以後	請求項の削除、誤記の訂正	日本と同じ
			明りょうでない記載の釈明	日本と同じ(審査官の指摘が無くても可能)
			特許請求の範囲の減縮 (条件あり)*	特許請求の範囲の減縮 (条件なし)
			独立特許要件(○)	独立特許要件(X)
		新規事項の追加	解消不可	解消可能**

* 日本特許法第17条の2第5項第2号: 特許請求の範囲の減縮(第三十六条第五項の規定により請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものであつて、その補正前の当該請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であるものに限る。)

** 韓国特許法第47条第3項第4号: 第2項の範囲外の補正に対し、その補正前の請求の範囲に戻るか、戻りながら請求の範囲を第1号から第3号までの規定に沿って補正する場合

■ 日本と韓国の特許法の比較

最後の拒絶理由通知および拒絶決定に対する応答としてなされた補正
特許法51条(補正却下)① 審査官は、第47条第1項第2号および第3号による補正が同条第2項および第3項を違反するかその補正(同条第3項第1号および第4号による補正の中で請求項を削除する補正は除く)によって新たな拒絶理由が発生したと認められると、その補正を却下しなければならない。。。



■ 日本と韓国の特許法の比較

例1	請求項1: A+Bからなる装置。 [最後の拒絶理由通知] 請求項1は引用発明1により進歩性がない。 [補正内容] 請求項1: A+bからなる装置(内的限定) * 引用発明の1によって依然として進歩性がない。 [補正認定] 補正によって新しい拒絶理由が発生したわけではないので、補正は却下されない。 [拒絶決定] 補正後の請求項1(A+b)は引用発明1により進歩性がないので、拒絶決定される。
例2	請求項1: A+Bからなる装置。 請求項2: 請求項1において、Cが付加された装置。 [最後の拒絶理由通知] 請求項1は引用発明1により進歩性がない。 [補正内容] 請求項1: 削除、請求項2: <u>請求項1において、Cが付加された装置。</u> [補正認定] 請求項1の削除で請求項2に記載不備という新しい拒絶理由が発生したが、特許法第51条第1項の括弧規定により補正は却下されない。 [最後の拒絶理由通知] 請求項1の削除補正によって請求項2に記載不備が発生したので、請求項2については最後の拒絶理由を通知する。

* 日本: 発明の特徴の変更有無などにより補正却下を判断→補正後の発明に特許性(進歩性など)があっても、補正が却下されることもある。

* 韓国: 特許性(新しい拒絶理由)の有無によって補正却下を判断→補正後の発明に特許性(進歩性など)があると、補正は却下されず、特許決定される。

III. 日・韓特許制度の比較

■ 日本と韓国の特許法の比較

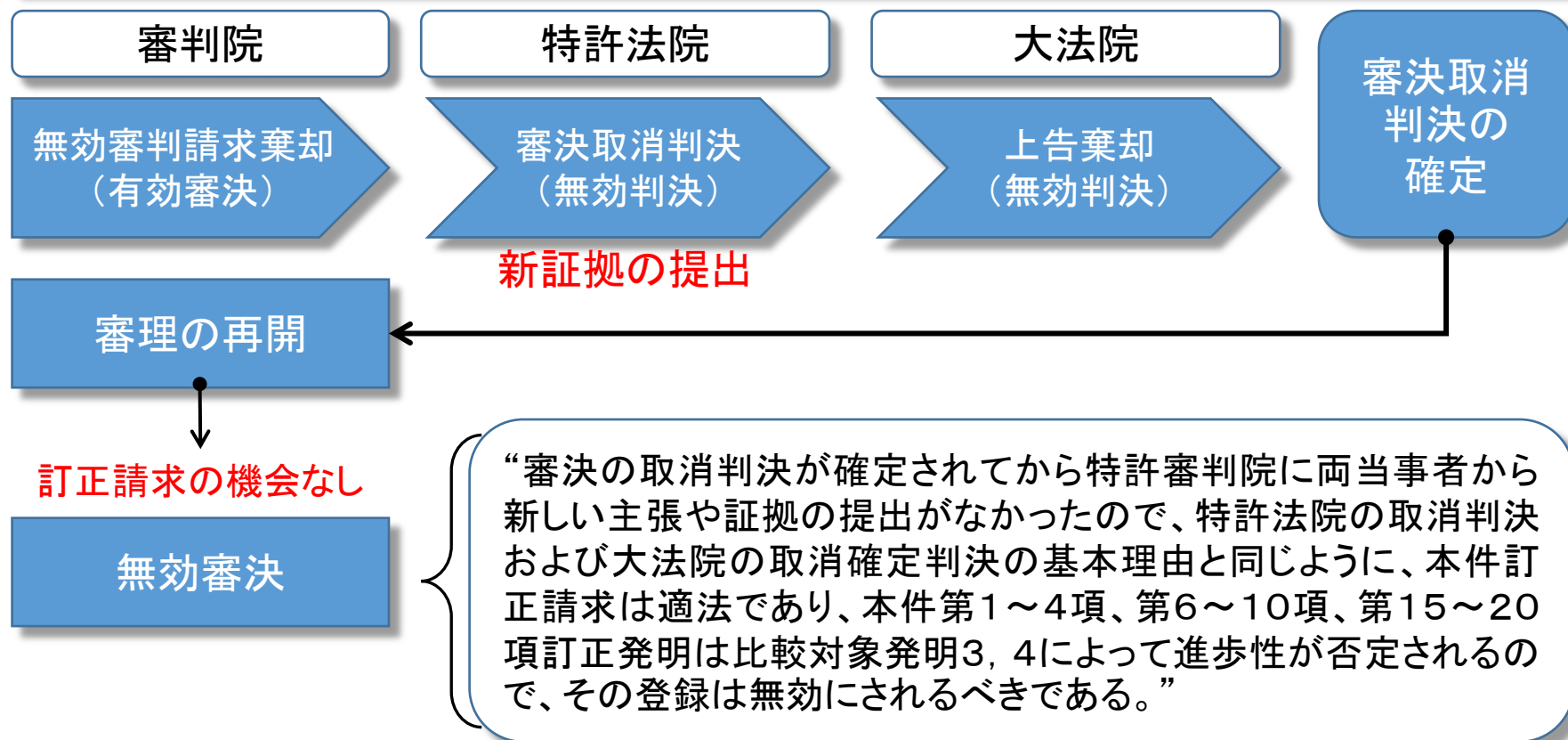
			日本	韓国
登録後	間接侵害	客観的要件	○	○
		主観的要件	○	X
		侵害品の所持行為	○	X
		刑事処罰	○	X(判例解釈)
	無効の抗弁		○	X(但し、実務的に認める)
	異議申立て(取り消し申請)		○	○
	無効審判	請求人	利害関係人	利害関係人
		審決後の訂正審判	審決の確定前は不可	審決の確定前でも可能
		請求理由の要旨変更	制限(○)	制限(X)
		取消判決確定直後の訂正請求	可能*	日本のような規定なし**
		審決の予告制度	○	X

* 日本特許法第134条の3: 審判長は、特許無効審判の審決(審判の請求に理由がないとするものに限る。)に対する第百八十一条第一項の規定による取消しの判決が確定し、同条第二項の規定により審理を開始するときは、その判決の確定の日から一週間以内に被請求人から申立てがあった場合に限り、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができる。

** 韓国特許法第189条第2項: 審判官は、第1項によって審決または決定の取消し判決が確定したときには再度審理を行い、審決または決定をしなければならない。

■ 日本と韓国の特許法の比較: 取消判決確定後の審理の再開

韓国特許法第189条第2項: 審判官は、第1項によって審決または決定の取消し判決が確定したときには再度審理を行い、審決または決定をしなければならない。



■ 特許権者のためのその他の制度

議論された制度

1. 無効審決予告制度
2. 実施行為に‘輸出’を追加
3. 間接侵害範囲の拡大
4. 懲罰的損害賠償制度
5. 特許再登録出願制度
(cf. 米国のReissue制度)

ご清聴ありがとうございました

弁理士 金世元 ksw@hanyanglaw.com 韓洋国際特許法人

